

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		令和 7 年度 川西市民生委員推せん会 (第 1 回)		
事 務 局 (担 当 課)		福祉部 地域福祉課		
開催日時		令和 7 年 5 月 1 6 日 (金)		
開催場所		川西市役所 7 階大会議室 (北側)		
出席者	委 員	平井委員 中田委員 小田委員 (委員長) 古賀委員 名塚委員 木下委員 山戸委員 船木委員		
	そ の 他			
	事 務 局	福祉部副部長 福丸 地域福祉課長 曾我 主査 坂本 主任 木村		
傍聴の可否		可	傍聴 者数	1 人
傍聴の不可・一 部不可の場合 は、その理由				
会 議 次 第		1 開会 2 (1) 令和 7 年度一斉改選に係る兵庫県の基本方針について (2) 市の選任の基本方針について ①市の選任の基本方針について ②推せん準備会について (3) 今後のスケジュールについて 3 閉会		
会 議 結 果		別紙のとおり		

会 議 経 過

事務局 説明	○ 委員総数 8 名 8 名参加で本会成立の説明 ○ 会議傍聴可、議事録記載の為録音許可 ○ 委員自己紹介、事務局紹介、委員長選任 ○ 小田委員長議事進行 2. (1) 【兵庫県の選任基本方針について事務局説明】 ＜民生委員・児童委員の適任者＞ 社会奉仕の精神に富み、人格識見とも高く、地域の事情を把握し、地域住民が気軽に相談に行ける方 ・過疎化や都市化が著しいなど、地域の特別な事情がある場合は、地域外の居住者も選任可 ・社会福祉の活動に理解と熱意があり、自己研鑽に努められる方 ・児童及び妊産婦、保健その他福祉の仕事に関心を持ち、児童の心理を理解し、児童に接し指導でき、児童等からも親しみを持たれる方 ・個人の人格を尊重し、差別的な取り扱いをすることなく、守秘義務厳守、家族の理解と協力を得られ、健康であり、職業を持っている場合は、勤務先の同意が得られ、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる方 ・新・再任とも 75 才未満の者を選任するよう努める。ただし、地域の実情により 75 才以上の者を選任する場合は、民生委員推薦会委員長が提出する理由書を踏まえて選任できる ・新たに委員の候補者とする者については、高齢者や児童などに関する問題が多様化、深刻化していることを踏まえ、少なくとも 2～3 期活動してもらえよう、より若い年齢層の候補者の発掘に努めること ＜新・再任にあたっての留意事項＞ ・市町議会の議員選挙権を有し、成年に達した方か否か ・地方公共団体の議会の議員であるかないか ・職務を政治活動に利用する恐れがないか ・民生委員法第 11 条の解嘱事由の有無
-----------	---

	・勤務先の同意の有無 ・福祉活動、活動の時間的余裕、生活、健康状態、責任感に関する状況 ・地域の実情把握の状態に関する状況 ・家族の理解と協力に関する状況 〈再任にあたっての留意事項〉 ・生活困窮者の実態把握と援助活動（福祉票等の整備状況、生活援助活動実施状況、生活福祉資金貸付制度に対する活動状況等） ・高齢者、ひとり親、障害者世帯等の実態把握と援助活動の実績 ・児童委員としての活動（児童及び妊産婦のいる世帯の実態把握と援護活動、児童の健全育成活動への参加状況、要保護児童等に対する実態把握及び関係機関への連絡通報、要保護児童連絡協議会（虐待ネットワークを含む）への参画状況等） ・福祉事務所、こども家庭センター、保健所その他関係機関の業務に対する協力 ・各種の報告の提出（民生委員・児童委員活動記録等） ・民生委員・児童委員協議会その他関係諸会合への出席 ・小地区見守り活動等地域福祉推進のための各種の事業・行事等への参加協力 ・災害時等の要援護者援助活動 ・共同募金・歳末助け合いその他各種行事に対する参加協力 ・地域福祉のネットワークづくりに対する参加協力 ・ボランティア活動振興のための活動 ・地域における福祉マンパワーとの連携、協力 〈民生委員推薦委員会、民生委員推薦準備会の運営〉 ・推薦会及び推薦準備会の人選にあたっては、政治的利害その他の利害関係等により委員が委嘱されることのないよう、適任者の確保に十分留意し、運営にも適正に行われるよう配慮する。 ・民生委員法第8条により推薦会委員の構成を遵守すること ・民生委員施行令第1条から第7条により推薦会を運営・処理すること ・民生委員・児童委員選任要領第4の各号に掲げる事項により推薦会委員を選任し、推薦会の任務及び役割等を十分に果たすこと ・推薦会及び推薦準備会の委員に対しては、事前に民生委員・児童委員に関する必要な知識等について周知徹底を図ること
--	--

各委員
質問意見

事務局
説明

○ 「成年に達したもの」とは 18 歳以上か。

18 歳以上です。

2.(2) ① 【市の選任基本方針】
県の方針に沿い、市の基本方針（案）を作成。
〈定数の法的根拠〉
・ 定数基準については、平成 25 年 7 月 8 日付の厚労省通知文「民生委員・児童委員の定数基準について」のとおり、民生委員においては、『中核市及び人口 10 万人以上の市の、170 から 360 までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員 1 人』、主任児童委員においては、『民生委員・児童委員の定数 40 名以上で 3 人』。

〈各民児協の地区担当及び主任児童委員の定数及び現状〉

	地区担当	主任児童委員
中央民児協	5 3	3
南民児協	3 8	2
多田民児協	5 1	3
多田西民児協	5 0	5
東谷民児協	4 9	3
合 計	2 4 1 名	1 6 名

〈年齢要件〉
原則、新任・再任ともに 7 5 歳未満
※ただし適任者がいない場合は 7 5 歳以上の選任も認める

〈本市民生・児童委員の年齢分布〉

民生委員			
40～49 才	男 1 名	女 0 名	計 1 名
50～59 才	男 2 名	女 10 名	計 12 名
60～69 才	男 7 名	女 53 名	計 60 名
70～74 才	男 13 名	女 42 名	計 55 名
75 才以上	男 32 名	女 53 名	計 85 名
合 計	男 55 名	女 158 名	計 213 名

	〈小学校区ごとの定数、充足率、1人当たりの世帯数〉 充足率は市内全体で88%。欠員28名。定員一人当たりの世帯数は平均297世帯となっている。 〈欠員地区における一斉改選委に向けた整理状況〉 欠員地区が28地区。状況としては、今後自治会または地域と調整を予定している。
各委員 質問意見	○ 校区によって1人あたりの世帯数にばらつきがあるが、定員を増やして世帯数を揃えていくような考えはあるのか。
事務局 説明	現状で欠員が埋まっていないため、定員を増やすことよりも欠員解消に重点を置きたいと考えている。
各委員 意見	○ 世帯数が多くてしんどいところが欠員になる。 定員内でも区域の見直しをしたり、協力員をつけたりして負担軽減を図りながら活動している。 ○ 世帯数はひとつの目安だが、高齢者一人暮らし等の見守りが必要な世帯がどれだけあるかや、一軒一軒の距離が離れている地域もあるので、一概に世帯数が多いから負担が大きいとは言い切れない。
各委員 意見	○ では今後は見守り対象人数に応じて定員を決めていくのか。 ○ 状況が変わっていくので、難しいと思う。 ○ 重要な役割なのに、後継者不足という構造的な問題がある。 国の基準も「中核市及び人口10万人以上の市」とひとくくりにして「170から360世帯ごとに一人」で幅を持たせて配置基準を決めている。市としても定員を増やすよりまず欠員を減らすことに力点を置いているのであろう。
事務局 説明	2 (2) ②【推せん準備会について】 〈川西市民生委員推せん準備会規定の説明〉 ・ 準備会の委員は6名以内 本市においては、主に14のコミュニティに分類し各地区に準備会を設置。 ・ 準備会にて推薦者を選出いただく。

各委員 質問意見	○ 前回はどういう立場の人が選ばれていたのか。
事務局 説明	コミュニティ単位での推薦になるので、コミュニティ役員や自治会役員、民生委員、福祉委員など。 2 (3) 【今後のスケジュール】 ・5月16日 推せん会開催 ・6月6日 自治会に民生委員候補者推薦依頼 ・7月中旬 民生委員候補者を推せん準備会へ提出 ・5月21日 コミュニティに推せん準備会設置について説明 ・6月上旬 自治会・コミュニティに推せん準備会候補者推薦依頼 ・6月下旬 推せん準備会候補者市への提出・説明会の実施 ・7月中旬～8月上旬 各地区日程調整のうえ開催通知発送 ・7月下旬～8月上旬 各地区推せん準備会開催 ・7月下旬～8月中旬 新任候補者面談、再任候補者電話確認 ・8月中旬 推せん会実施 ・8月25日 兵庫県へ推薦書提出
事務局 説明	次回の推せん会は8月18日の週に開催予定。